

第225回埼玉県都市計画審議会

平成26年11月13日午後2時00分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第225回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課の副課長の細田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告いたします。現在19名の御出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前に委員の皆様にお送り差し上げております資料が、配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書でございます。そして、加えて本日机の上にお配りいたしております次第、座席表、さらに御参考までにまちづくり埼玉プランをお配りいたしております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 それでは、今年度最初の都市計画審議会でございますので、ここで委員の皆様を御紹介させていただきます。

初めに、当審議会会長であり筑波大学大学院教授の谷口守様でございます。

○議長（谷口） 谷口でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定いたします学識経験者の委員といたしまして、弁護士の石川和子様でございますけれども、後ほど御到着の予定でございます。

埼玉県農業会議会長の田端講一様でございます。

○田端委員 田端です。よろしくお願いいたします。

○事務局 上尾商工会議所会頭の小谷仁様でございます。

○小谷委員 小谷でございます。

○事務局 浦和大学専任講師の田中康雄様でございます。

○田中委員 田中でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、同第2号に規定いたしております関係行政機関の委員といたしまして、関東農政局長の末松広行様でございますが、本日は代理として関東農政局農村計画部農村振興課課長補佐の三宅祥司様にお越しいただいております。

○三宅委員 三宅と言います。

- 事務局 関東運輸局長の又野已知様でございますが、本日は代理として埼玉運輸支局次長の久松宏様にお越しいただいております。
- 久松委員 久松でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 事務局 関東地方整備局長の越智繁雄様でございますが、本日は代理として大宮国道事務所副所長の山田博道様にお越しいただいております。
- 山田委員 山田でございます。よろしく願いします。
- 事務局 次に、同第3号に規定いたしております市町村長を代表する委員といたしまして、久喜市長の田中暄二様でございます。
- 田中委員 どうぞよろしく願いします。
- 事務局 滑川町長の吉田昇様でございます。
- 吉田委員 よろしく願いします。
- 事務局 次に、同第5号に規定いたしております市町村の議会の議長を代表する委員といたしまして、行田市議会議長の野口啓造様でございます。
- 野口委員 よろしく願いします。
- 事務局 横瀬町議会議長の関根修様でございます。
- 関根委員 よろしく願いいたします。
- 事務局 次に、同第4号に規定いたしております埼玉県議会議員の和田浩様でございます。
- 和田委員 どうぞよろしく願いします。
- 事務局 高橋政雄様でございます。
- 高橋委員 よろしく願いいたします。
- 事務局 神尾高善様でございます。
- 神尾委員 よろしく願いします。
- 事務局 諸井真英様でございます。
- 諸井委員 よろしく願いいたします。
- 事務局 伊藤雅俊様でございます。
- 伊藤委員 よろしく願いいたします。
- 事務局 高木真理様でございます。
- 高木委員 よろしく願いいたします。
- 事務局 藤林富美雄様でございます。
- 藤林委員 どうぞよろしく願いします。
- 事務局 江野幸一様でございます。
- 江野委員 よろしく願いいたします。
- 事務局 なお、本日は御出席いただいておりますが、同条例第2条第1項第1号に規定いたして

おります学識経験者の委員としまして、東京国際大学の古川徹也様、東洋大学准教授の野澤千絵様に御就任いただいております。

また、同条例第3条第1項に規定いたしております委員といたしまして、関東財務局長の細田隆様、関東経済産業局長の安藤久佳様、埼玉県警察本部長の杵淵智行様に御就任いただいております。

また、同条例第3条第2項に規定いたしております専門委員といたしまして、埼玉県住宅供給公社理事長の前田一彦様に御就任いただいております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、ここで秋山都市整備部長から御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 埼玉県都市計画審議会幹事を務めさせていただいております都市整備部長の秋山でございます。委員の皆様には日ごろから埼玉県の都市計画行政に対しまして多大なる御支援、御協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。本審議会でございますけれども、昭和44年に設置されまして、これまで224回、5,083件の案件を御審議いただいております。おかげさまをもちまして、埼玉県の土地利用の制限、誘導、都市整備の事業化など、県内各地域の都市計画や都市づくりが順調に進んでおります。この場をお借りいたしまして深く感謝を申し上げます。

さて、本県の都市計画を取り巻く課題でございますけれども、御承知のとおり人口減少、超高齢社会の到来というものが挙げられております。県でもこれを踏まえまして、平成20年、まちづくり埼玉プランを定めました。この中では今後の将来像として「『みどり輝く生きがい創造都市』～暮らし続けるふるさと埼玉～」の実現を掲げ、まちづくりに取り組んでいるところでございます。また、迫りくる人口減少や急速な高齢化問題に加えまして、都市計画法の改正による市町村の裁量拡充、あるいは東日本大震災を教訓とした防災、減災への対応、都市再生特別措置法の改正により盛り込まれました立地適正化計画の策定によるコンパクトシティーを目指す動きなど、都市をめぐる社会情勢の変化への的確な対応が求められていることもございます。このような課題が多い中にございまして、埼玉県といたしましても、安全・安心の確保とともに今後も前向きに魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方の引き続きの御指導、御支援をお願いいたしまして、私の御挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定によりまして、谷口会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（谷口） はい、了解いたしました。本日は委員の皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席いただきまして、どうもありがとうございます。皆様の御協力をいただいて審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは最初に、会議録の署名委員をお願いしたいと思います。本審議会の運営規則第5条第2項の規定によりまして、私から指名させていただければと思います。お二人お願いしたいんですが、まず田端委員さん、お願いいたします。あと、伊藤委員さん、お願いできますでしょうか。どうも

ありがとうございます。お二人にお願いをしたいと思います。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づきまして、原則公開ということになっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様はいかがでしょう。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開ということで進めさせていただきたいと思います。

傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい。

○議長（谷口） それでは、ここで傍聴者の入場を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（谷口） それでは、議事に入ります前に、傍聴者の方に傍聴上の注意を申し上げます。先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領をよく読んでいただいて遵守していただきたいと存じます。この傍聴要領に反する場合には退場していただきます。

あと、新聞記者の方はいらっしゃいますか。ただいまより写真撮影などございましたら、許可いたしますので、お願いいたします。よろしいですか。写真撮影ないようでしたら、写真撮影はここで終わらせていただきます。

それでは、ただいまより第225回埼玉県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。本日はお手元の次第にありますとおり、議第5084号「志木都市計画道路の変更について」及び議第5085号「越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」の合計2議案について御審議をお願いするものでございます。

それでは、議第5084号「志木都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の細田でございます。よろしくお願いたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

本日は今年度初めての都市計画審議会でございますので、議案の審議に入る前に埼玉県の特徴と埼玉県の都市計画の概要及び社会状況の変化に対応した都市計画道路の見直しにつきまして、時間をいただきまして御説明をさせていただきたいと思います。恐れ入りますが、前方のスクリーンを御覧いただきたいと思います。

初めに、埼玉県の特徴、地形でございます。埼玉県は地形区分から西側の山地、中央部の丘陵地、東側の低地ということで、おおむね3分の1ぐらいずつの区分となっております。

続きまして、埼玉県の道路の状況でございます。高速道路につきましては、東北道、関越道、常磐道の3路線が南北方向に整備されております。また、東西方向に東京外環自動車道、圏央道が整

備され、圏央道につきましては、平成27年度に県内区間が完成する予定となっております。また、高速道路を補完する形で主要な国県道が整備をされております。このような道路網の充実によりまして、交通の利便性は飛躍的に向上し、多方面と交流できるという埼玉県が強みがさらに高まることが期待されております。

続きまして、人口でございますけれども、本県の人口は増加し続けており、平成22年の国勢調査では約720万人となっております。本県におきましても少子高齢化の進行が著しく、特に高齢化のスピードにつきましては全国一と言われております。720万のうち20%に当たるおおよそ147万人が65歳以上ということでございまして、県民の5人に1人が高齢者という状況でございます。なお、本県の人口もピークを迎えており、今後減少に転じる見込みでございます。

続きまして、これは本県において最初に区域区分を定めました昭和45年以降の人口動向でございます。折れ線グラフの赤が本県の人口、それから青が市街化区域人口でございます。また、棒グラフは市街化区域面積となっております。昭和45年と平成22年を比較してみますと、県人口は昭和45年の387万人から平成22年には719万人ということで約330万人増加し、ほぼ2倍となっております。また、市街化区域人口につきましても275万人から566万人と約290万人増加し、こちらも約2倍となっております。一方で、市街化区域の面積でございますが、6万3,800haから7万1,500haと7,700ha増加しておりますけれども、これにつきましては1割程度の増加に抑えているという状況でございます。これは市街化区域内の人口密度の表でございますけれども、埼玉県は全国で4番目の高い人口密度、約80人となっております。県全体で見ますと、人口の約8割が県土面積の2割に相当する市街化区域に居住しているということでございまして、県全体として見ますとコンパクトな都市構造となっているということでございます。

続きまして、都市計画制度の概要につきまして御説明をいたします。県は総合的に整備し開発し保全する必要がある区域を都市計画区域として指定いたします。また、県は広域的な観点から都市計画区域ごとに都市計画の基本的な方針を示すものとして都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めます。県はこの方針に即して区域区分や都市再開発の方針、住宅市街地の開発の整備の方針や国道、県道、県営公園などの都市施設、それから市街地開発事業などを定めるということでございます。一方、市町村におきましては、県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や市町村の基本構想に即しまして市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる市町村マスタープランを定めます。市町村が定める用途地域や都市施設、市街地開発事業などの都市計画は、これらの方針に即して定めるということになります。

続きまして、埼玉県の都市計画区域の指定状況でございます。現在本県では61市町村、40の都市計画区域を指定しております。図のオレンジ色の区域が線引き都市計画区域ということで、52市町34都市計画区域となっております。それから、黄色で着色してあるところが、非線引き都市計画区域ということで12市町6都市計画区域ということになっています。着色していないところにつま

しては、都市計画区域外ということでございます。

続きまして、最近の話題ということで都市再生特別措置法の改正がございまして、立地適正化計画についての制度が創設されたところでございます。この制度は、地方都市では急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者が急増すると見込まれていることから、よりコンパクトなまちづくりを推進することを目的としております。医療施設や福祉施設、商業施設などの都市機能を幾つかの拠点に集約させ、居住空間もその周辺に誘導するとともに、複数の拠点間を公共交通などでネットワークし、サービス機能や居住生活の利便性を向上させるというものでございます。この立地適正化計画につきましても市町村が作成するということとなりますが、埼玉県としても広域的な観点から市町村に対する技術支援を図ってまいります。

続きまして、社会状況の変化に対応した都市計画道路の見直しについて御説明をいたします。都市計画道路につきましても、人や物資の安全で円滑な移動を確保するための交通機能、都市の環境保全や防災性の向上を確保するための空間機能、都市構造や街区を形成し、上下水道などを収容する市街地形成機能などを有しまして、都市の骨格を形成する重要な都市施設でございます。このため都市計画道路は広域的かつ長期的な視点に立って定められておまして、さいたま市を除く県内では1,340路線、約2,455kmの都市計画道路が決定をされております。一方で、戦後から高度経済成長期に人口の増加や交通量の増大などを前提に計画された道路も多くございまして、都市計画決定後、長期間にわたり整備が行われていない路線が多数存在いたしましたことから、平成17年3月に長期未整備都市計画道路の見直しガイドラインを策定いたしまして、当初計画決定後20年以上にわたり未整備となっている路線を対象とし、必要性を検証した上で見直しを行ってまいりました。これまでに56路線、約56kmの道路について廃止を含む都市計画の変更手続が完了しております。都市計画はおおむね5年ごとに行う都市計画に関する基礎調査の結果や社会状況などの変化を踏まえまして、変更の必要性を継続して検証していく必要がございまして、また、本県においても本格的な人口減少、超高齢化社会の到来が迫っており、将来交通量は依然として増加傾向であると推定されているものの、その伸び率は鈍化するとともに市街地の拡大も収束を迎えております。これは自動車の将来交通量の伸び率のグラフでございますけれども、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県をエリアとする関東臨海部の将来交通量の伸び率は依然として増加傾向ではございますけれども、前回の推計値よりも伸び率は鈍化しております。こちらは県内の人口集中エリアを示すD I D地区面積の推移をあらわしたグラフでございます。D I D地区につきましても、昭和45年から平成7年までは増加が顕著でございましたけれども、その後、横ばいとなっております、市街地の拡大は収束を迎えております。また、都市計画道路の整備状況でございますけれども、着実に整備は進んでおりますが、全体の約42%が未整備というふうになっております。

以上、説明しましたような社会状況の変化によりまして、都市計画道路につきましても、当初の都市計画決定から必要性や必要な構造が変化している路線もございまして、そこで県ではこれらの社

会状況の変化を踏まえ、2回目の都市計画道路の見直しに着手をいたしました。これまでの検討状況でございますけれども、まず対象路線といたしまして、国が整備する直轄国道を除いた、県が都市計画決定する整備済み以外の全ての幹線街路を対象としております。これらの路線につきまして、必要性に加え構造の適正化といった観点に重点を置き検証を行ってまいりました。この検証により38路線、約61kmを見直し候補路線として選定し、今年の3月に選定を完了したところでございます。こちらは見直しの具体的な事例でございますけれども、まず構造形式の変更例でございます。立体交差構造で決定されておりました交差点につきまして、それぞれの交通量を勘案し、必要な構造を見直して平面交差構造に変更するといった例でございます。

次に、路線廃止の例でございますけれども、まちづくり計画に伴い必要であった赤い線の計画道路ですけれども、まちづくり計画自体が廃止されたことから都市計画道路の必要性が薄れたため、道路を廃止し現道を生かすというものでございます。今年度の作業につきましては、先ほど御説明しました見直し候補路線につきまして、道路機能の観点や市町村の総合振興計画といった上位計画などとの整合性の検証を行うとともに、交通量推計を活用して道路網の観点から見直し路線を選定することとしております。この見直し路線につきましては、平成27年度から住民に適宜適切に情報提供を行い、必要な都市計画の手続に着手してまいります。

なお、本日御審議をいただきます志木都市計画道路の変更の路線につきましても、今回の作業にて見直し候補路線に選定されている路線でございますけれども、県事業の進捗に伴い早期の見直しが必要であるため、先行して検証を行い都市計画手続を進めているというところでございます。

以上で埼玉県の特徴と都市計画の概要及び社会状況の変化に対応した都市計画道路の見直しについて、説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案の説明に入らせていただきます。議第5084号「志木都市計画道路の変更について」御説明いたします。議案書につきましては5ページから13ページでございますけれども、前方のスクリーンを御覧いただきたいと思っております。本議案は、志木都市計画区域の都市計画道路の変更に関する議案でございます。志木都市計画区域は、県の南西部に位置する志木市1市で構成されておりまして、都心からおおむね25kmに位置しております。今回変更いたします3・4・3中央通停車場線は、東武東上線の志木駅から中心市街地を縦断し、3・4・1久保秋ヶ瀬線に至る、延長約1,330m、幅員16mの都市計画道路であり、駅前広場約6,100㎡を区域に含み、都市計画決定をされております。中央通停車場線は、接続する志木市道1096号線の拡幅計画に整合させ、市道との交差点を含めて都市計画決定をされております。近年、中央通停車場線の拡幅整備により駅東口周辺へのアクセス機能が向上し、さらに隣接する県道保谷志木線が立体交差で整備されたことにより、駅の南北への円滑な交通処理が図られ、市道1096号線の拡幅整備の必要性が低下したことから、志木市が拡幅計画を廃止いたしました。このためこれに合わせまして交差点の一部区域の削除を行い、あわせて車線数を2と定めるものでございます。また、県では従来、県決定の都市計画道路に接続

する駅前広場につきましては、当該都市計画道路の一部として都市計画決定してきましたが、市町村の玄関口である駅前広場の計画、整備、管理の一元化を図ることを目的に、県決定の都市計画道路から分離する方針を平成24年度に定めたところでございます。この方針に基づきまして、中央通停車場線の一部として定められている志木駅東口駅前広場を分離するものでございます。なお、分離した駅前広場につきましては、新たに志木市が都市計画決定を行います。

以上、御説明いたしました中央通停車場線の変更につきまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、平成26年7月8日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、志木市及び駅前広場の一部区域を有する新座市に対しまして意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。埼玉県都市計画の概要と、あと今の5084号ですね、両方御説明いただいた形になりますが、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ、和田さん。

○和田委員 ありがとうございます。志木駅のことなんですけど、市道のほう、要するに駅前広場が、これの接続は市道1096号線と接続をして、この市道を当初よりも拡幅して、そしてこの駅のほうへ誘導するという形で、これは地元でも都市計画決定するということですので、確認なんですけども、当初の計画と比べると何かちょっと志木駅につながっていく道路からのアクセスがちょっと不自然というか、実際に先ほど御説明ありましたように車の量であるとか将来像とかありましたけれども、その辺の御意見等はあったかどうかだけちょっと確認してください。

○幹事（都市計画課長） 今回の変更につきましては、実質的な変更は特に伴っておらないということございまして、管理区分を志木市のほうに移すという、都市計画の変更でございます。駅前広場を分離することによる、実質的な変更はないということでございますので、特に志木市のほうからも御意見はいただいております。おらないという状況でございます。

○議長（谷口） はい。市と県で分かれるということだけで、空間としては変わらないということですね。

ほかにいかがでしょう。はい、どうぞ。

○江野委員 ちょっとお伺いをさせていただきます。黄色の削除する部分なんですけど、市道のほうの1096でしたっけ、その延長線上でこの削除する部分が何の役目をする目的であったのかと。また、16mの幅員構成というか道路構造がよくわからないんですが、この黄色の部分を削除することによって歩道部分とかという影響とか、その辺の形はどうなっているんでしょうか。その点をお伺いさせていただきます。

○幹事（都市計画課長） 市道のほうのまず幅員でございますけども、こちらは9.6mということでご

ざいまして、車道が3.4mずつ、それから歩道が1.55mという形になっております。市道のほうをです、実は拡幅する計画がございまして、それに合わせて黄色の部分です、こちらをあわせて拡幅するという予定でございましたけども、その市道のほうの拡幅計画がなくなったということで、その交差点のところの黄色の部分を削除するというでございまして、もともとの停車場線の構造そのものについては変更はしないということでございまして、あくまでもその交差点の取り合いのところを変更するという中身でございまして。

○江野委員 ありがとうございます。この停車場線の16mの道路構造と、あとこれどの辺まででき上がっているのか。できた中での、全てができた中での都決の変更なのか、確認させてください。

○幹事（都市計画課長） 停車場線につきましても標準幅員でございまして、標準幅員は16mということでございまして、車道が3mずつ、歩道が3.5mずつ、それから、路肩が1.5mずつという構造になっております。事業の今の進捗でございまして、実際の事業を担当しております道路街路課のほうから回答させていただきたいと思っております。

○幹事（道路街路課副課長） 道路街路課でございまして、事業の進捗でございまして、志木駅より330m北側です、富士見大原線、議案書の9ページを御覧いただきたいと思っております。志木駅の駅前から330m区間、富士見大原線の都市計画道路が交差するところまで、こちらにつきましては平成19年度に供用開始しております。それから、北側でございまして、北側の310m区間、今回御審議いただいている区間につきましては、こちらは事業化されていないという状況にございまして。そして、その北側390m区間でございまして、こちらはもう一つ、都市計画道路が交差する昭和通小学校線挟んだ区間でございまして、こちらは現在工事を事業中の区間でございまして、用地買収率98%、工事の進捗率が38%でございまして。それより北側300mは整備済みの区間でございまして。

以上でございまして。

○議長（谷口） よろしいですか。

○江野委員 はい。

○議長（谷口） どうも詳しい御説明ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。特にほかに御意見ございませんようでしたら、この議第5084号です、この議案につきまして採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして本案は原案のとおり決定いたします。どうもありがとうございます。

続きまして、次の議案でございまして建築基準法に基づき敷地の位置について都市計画上の支障の有無を審議する議案になります。議第5085号です、**「越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」**を議題に供します。

幹事より議案の説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の五味と申します。よろしくお願いいたします。着席しての説明とさせていただきます。

議第5085号「越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。議案書は15ページから19ページとなります。この議案は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可に際しまして、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関して御審議いただくものでございます。この建築基準法第51条についてでございます。都市計画区域におきまして一定規模以上の産業廃棄物処理施設を設置する場合には、原則として都市計画でその敷地の位置が決定していることが必要でございます。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合は、立地が可能となるものでございます。ここでいう特定行政庁とは建築確認の権限を持つ行政庁のことでありまして、埼玉県では埼玉県及びさいたま市など12の市が該当いたします。今回の議案は吉川市にあることから、埼玉県が特定行政庁として本審議会に付議をさせていただきました。

次に、対象施設について御説明をいたします。対象となるのは平成21年から汚泥の脱水処理を行っていった既存施設でございます。今回建物の中にある既存の脱水処理機械の能力アップと、もう一基、新たな脱水処理機械の増設などによりまして、1日の処理能力を28.97m³から365.62m³へと拡大しようとするものでございます。処理能力が30m³を超えますことから、建築基準法第51条の対象となり、新たにただし書き許可が必要となるものでございます。

次に、敷地の位置でございます。敷地の位置は、越谷都市計画区域内でございます吉川市です。吉川市は県の東部に位置しておりまして、都心からおおむね25kmとなっております。もう少し拡大した地図で御説明をいたします。敷地は画面右側の赤く塗った場所でございます。JR武蔵野線吉川駅から東に約2.1kmの地点にございまして、工業専用地域内に位置しております。東側は市街化調整区域で、主に農地となっております。地番は吉川市大字中井字小松川69番1及び70番1でございます。

次に、車両の経路でございます。進入は県道越谷流山線から市道2—329号線などを經由し、敷地の南側からとなります。車の退出は、市道2—324号線を經由し、県道加藤平沼線へ向かう計画となっております。

続きまして、施設配置について御説明いたします。図面の上を北側としまして赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は1,897.65m²でございます。敷地は既存施設であるため現状との変更はございません。車両の出入り口は南側で、市道2—573号線、幅員8mに接続しています。青色の部分が建築物でございますが、これも既存施設でありまして、現状との変更はございません。その内部にある黄色の部分、これが汚泥脱水機械でございます。左側の黄色が既存の機械であり、今回能力をアップするもの、右側の黄色が今回新たに設置する機械です。当施設では建設現場の杭工

事などから発生します建設汚泥を受け入れており、初めに汚泥を処理前ピットに搬入をします。次に、ポンプにより黄色の脱水施設に投入をいたします。脱水施設では水と脱水ケーキと呼ばれる混合土に分離する作業を行っております。この脱水ケーキは、その後、売却され、再生土としてリサイクルされます。また、脱水した水につきましては、沈殿層などを經由し、市道2—573号線の下水道に放流されます。

以上が越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要ですが、当該施設の立地につきまして吉川市へ意見照会したところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について立地条件や施設計画等から都市計画上支障がないものと考えております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。特に御質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 御質問等ございませんようですので、それではこの議第5085号ですね、この議案につきまして採決を行いたいと思います。

本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。それでは、御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないということで認めることとしたいと思います。

以上をもちまして、本日の審議は全て終了ということになります。御協力どうもありがとうございました。

傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いします。

〔傍聴者退場〕

○議長（谷口） それでは、ここで議長の任を解かせていただきまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

本日は委員の皆様には誠に熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、これをもって本日の審議会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午後2時43分 閉会